

(20) 福利施設使用規程

(趣旨)

第 1 条 明石工業高等専門学校福利施設（以下「福利施設」という。）の使用については、施設等管理規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 福利施設は、学生及び職員の福利厚生、研修、集会等のために使用することを目的とする。

(事務担当)

第 3 条 福利施設に関する事務は、学生課において担当する。

(損害賠償)

第 4 条 福利施設を使用する者が、その責任に帰する理由により、施設設備及び備品を破損若しくは滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 5 条 福利施設の各室の使用については、前各条によるほか別に定めることができる。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 6 月 7 日から施行する。